

【こんな時にご利用ください】

- ・体調不良になった外国人患者が
救急搬送されてきた／夜中救急外来に受診してきた。
- ・来院した外国人患者は日本語が話せず、
院内に多言語スタッフがいないため意思疎通が難しい。

■ お問い合わせ ■

東京都医療機関向け救急通訳サービス事務局
(株式会社BRIDGE MULTILINGUAL SOLUTIONS内)

TEL : 050-3816-6575

FAX : 03-5366-6002

E-mail : tokyoiryou-jimukyoku@bridge-ms.com

〒160-0022 東京都新宿区新宿4-3-17

FORECAST新宿SOUTH 4F

東京都保健医療局医療政策部医療政策課

東京都医療機関向け 救急通訳サービス

救急で来院した外国人患者と日本語での意思疎通が
難しい場合に、電話または映像による通訳を提供いたします

きゅうきゅう つうやくサービス
0 5 7 0 - 0 9 9 2 8 3

英語 ・ 中国語

24時間365日

**韓国語・タイ語・スペイン語・フランス語
ベトナム語・ネパール語・タガログ語**

平日 17:00 ～ 20:00

土日祝* 9:00 ～ 20:00

*年末年始（12月29日から1月3日）の期間は全て祝日扱いとなります。

《ご利用の流れ》

STEP1. 利用登録を行う（サービス利用前）

サービスのご利用にあたり、利用登録が必要です。

(1) **東京都救急通訳サービス利用規程をご確認ください。**

(2) 利用登録書に必要事項を記入の上、東京都医療機関向け救急通訳サービス事務局に、メール・FAX・郵送のいずれかでご提出ください。

STEP2. 患者の同意

外国人患者が来院された際、本通訳サービスをご利用いただく前に、口頭または書面で外国人患者（ご本人様）からの同意を得てください。

（電話通訳の場合）

STEP3. 専用番号に電話

0570-099283

（映像通訳の場合）

STEP3. 映像通訳用アプリを使用

※事前に事務局にお申込みの上、あらかじめアプリをダウンロードしておく必要があります。

① 通訳サービスに接続されます。

通訳者：「東京都救急通訳サービスでございます」

医療機関：「外国人の患者様が来院されておりますので、通訳をお願いします」

② 医療機関名／部署名／医師または担当者名／希望言語をお伝えください。（受電通訳者と対応言語が不一致の場合、対応言語通訳者に代わります）

③ 受話器を患者様にお渡しください。

通訳者より患者様にご用件をお伺いします。

その後は、通訳者の指示に従い、患者様と交互にお話してください。（電話通訳の場合、スピーカー機能を使用すると便利です。）

（※）利用規程や利用登録書等の様式については、東京都保健医療局のホームページに掲載しております。

【注意事項】

- ・都内医療機関からの依頼に対して、通訳サービスを提供します。（※患者から依頼することはできません）
- ・本通訳サービスは、医療機関従事者と外国人患者（その家族を含む）との通訳にのみ利用が可能です。
- ・本通訳サービスの利用にあたっては外国人患者本人の同意が必要です。
- ・サービス利用料は無料ですが、通話料等は医療機関のご負担となります。
- ・緊急の場合に限り、本サービスの利用登録を行っていない医療機関から通訳依頼があった場合には通訳サービスを提供いたしますが、利用後に利用登録をお願いします。
- ・本通訳サービスによる通訳過誤等について、都及び救急通訳サービス業務受託事業者は、医療機関及び外国人患者に対して賠償責任を負いません。

**利用方法等の詳細については、
東京都保健医療局ホームページよりご確認ください。**

【URL】

https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/iryo_hoken/gaikokujin/interpreter/kyukyutsuyaku

東京都 救急通訳サービス

検索

